

# 第3章

## 刑事手続への 関与拡充への取組

- 
- 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等  
(基本法第18条関係) ..... 62

# 刑事手続への関与拡充への取組

## 1

## 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

### (1) 迅速・確実な被害の届出の受理

#### 【施策番号125】

警察においては、犯罪被害者等からの被害の届出に対し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実な受理に努めている。

### (2) 告訴への適切な対応

#### 【施策番号126】

警察においては、警察本部及び各警察署に「告訴・告発センター」等を設置し、告訴・告発に係る対応の責任者及び担当者を指定することにより、担当課の決定及び受理・不受理の判断が迅速になされる体制を整備している。

また、検察庁においても、犯罪被害者等から告訴や告発の意思が示された場合には、その内容を精査し、告訴や告発の要件（犯罪事実の特定性等）を満たしているか否かを判断し、これを満たしているものについては受理した上、法と証拠に基づいて、告訴・告発への適切な対応に努めている。

### (3) 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進

#### 【施策番号127】

ア 警察においては、性犯罪被害者が警察への被害の届出を行うことなく医療機関を受診した場合、後に警察へ被害の届出を行うときには身体等に付着した証拠資料が滅失している可能性があることから、「医療機関等における性犯罪証拠採取キットの整備推進について」（令和6年2月26日付け警察庁刑事局捜査第一課長通達）を都道府県警察に発出し、医師等が診療時に性犯罪

被害者から証拠資料を採取するための資機材（性犯罪証拠採取キット）の整備を推進するために必要な予算の確保、整備先となる医療機関等の拡大等を推進している。令和7年4月現在、46都道府県において性犯罪証拠採取キットを整備している。

#### 【施策番号128】

イ 警察においては、産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害者からの証拠資料の採取方法を医師等に教示している。

### (4) 冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用

#### 【施策番号129】

検察庁においては、犯罪被害者等の希望に応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述等の内容を説明するとともに、原則として、冒頭陳述等の内容を記載した書面を交付している。

また、法務省・検察庁においては、これらについて、会議や研修等の様々な機会を通じて検察官等への周知徹底を図り、一層適正な運用に努めている。

### (5) 公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲覧請求への適切な対応

#### 【施策番号130】

検察庁においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」（P65【施策番号139】参照）等により、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、当該刑事事件が係属中であっても、原則として閲覧・謄写が可能である旨を周知している。また、検察庁において保管する訴訟終結後の刑事事

## ① 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

件の裁判書や記録（いわゆる確定記録）の閲覧に際し、犯罪被害者等に対して被告人、証人等の住所を開示することの許否については、裁判の公正を担保する必要性と開示により生じるおそれのある弊害等を比較衡量して判断すべきものであるところ、犯罪被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努めている。

令和6年中に犯罪被害者等に対して公判記録の閲覧・謄写を認めた事例の延べ数は、1,252件であった。

### 公判記録の閲覧・謄写状況

年次	記録の閲覧・謄写
令和2年	1,154
令和3年	1,364
令和4年	1,203
令和5年	1,224
令和6年	1,252

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
- 2 数値は令和7年3月時点のものである。
- 3 表中の数値は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において被害者等に公判記録の閲覧・謄写をさせた事例数及び同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧・謄写をさせた事例数の合計である。
- 4 事例数は、事件の終局日を基準に計上している。

提供：法務省

### (6) 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実

#### 【施策番号131】

ア 法務省・検察庁においては、会議や研修等の様々な機会を通じ、犯罪被害者等の意見が適切に刑事裁判に反映されるよう、検察官が犯罪被害者等と適切な形で十分な意思疎通を図るべきことについて、検察官等への周知に努めている。

#### 【施策番号132】

イ 検察庁においては、公判前整理手続等の経過及び結果に関し、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が適宜の時期に必要な説明を行うとともに、被害者参加人等が公判前整理手続等の傍聴を特に希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、当該

希望を裁判所に伝えるなどの必要な配慮を行なうよう努めている。また、犯罪被害者等が公判の傍聴を希望する場合には、その機会ができる限り得られるよう、公判期日の設定に当たり、必要に応じて当該希望を裁判所に伝えるよう努めている。

さらに、法務省・検察庁においては、検察官等に対する研修において犯罪被害者等の保護・支援に関する講義を行うなどして、犯罪被害者等との意思疎通の重要性に関する検察官等への周知に努めている。

### (7) 国民に分かりやすい訴訟活動

#### 【施策番号133】

検察庁においては、犯罪被害者等を含む傍聴者等にも訴訟手続の内容が理解できるよう、難解な法律用語の使用をできる限り避けたり、プレゼンテーションソフト等を活用して視覚的な工夫を取り入れたりするなど、国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努めている。

### (8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

#### 【施策番号134】

P41 【施策番号80】参照

### (9) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

#### 【施策番号135】

法務省・検察庁においては、会議や研修等の様々な機会を通じ、検察官が上訴の可否を検討するに当たって犯罪被害者等の意見を適切に聴取するよう、検察官等への周知に努めている。

### (10) 少年保護事件に関する意見聴取等に関する各種制度の周知

#### 【施策番号136】

法務省・検察庁においては、会議や研修等の様々な機会を通じ、検察官等に対し、少年

保護事件に関する意見の聴取制度、犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写制度及び家庭裁判所が犯罪被害者等に対して少年審判の結果等を通知する制度を周知しており、検察官等が犯罪被害者等に対して適切に情報提供を行うことができるよう努めている。

また、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」により、これらの制度を犯罪被害者等に周知している（P65【施策番号139】参照）。

#### 少年保護事件に関する意見の聴取等の運用状況

年次	意見聴取		記録の閲覧・謄写		審判結果等の通知	
	申出のあった人数	認められた人数	申出のあった人数	認められた人数	申出のあった人数	認められた人数
令和2年	254	248	927	887	841	840
令和3年	272	266	821	800	780	779
令和4年	248	236	772	747	748	741
令和5年	289	279	950	926	938	927
令和6年	373	354	989	962	1,195	1,184

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
- 2 数値は令和7年3月時点のものである。
- 3 意見聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の申出のあった人数は、その年に制度を利用したか、申出を取り下げた又はこれを認めない判断がされた被害者等の延べ人数である。

提供：法務省

#### (11) 少年審判の傍聴制度の周知

##### 【施策番号137】

法務省・検察庁においては、犯罪被害者等に対し、一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができる制度や、家庭裁判所が犯罪被害者等に対して少年審判の状況を説明する制度を周知している（P65【施策番号139】参照）。

#### 少年審判の傍聴等の運用状況

年次	少年審判の傍聴の実施状況		少年審判の状況説明制度の実施状況	
	傍聴の対象となった事件数	傍聴を許可した事件数（人数）	申出のあった人数	認められた人数
令和2年	60	28 (51)	313	301
令和3年	67	24 (50)	326	317
令和4年	76	29 (60)	286	275
令和5年	52	19 (40)	386	374
令和6年	60	21 (47)	502	480

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
- 2 数値は令和7年3月時点のものである。
- 3 少年審判の傍聴の実施状況の傍聴の対象となった事件数は、その年に終局決定のあった事件数である。
- 4 少年審判の状況説明制度の実施状況の申出のあった人数は、その年の事件終局までに申出をした被害者等の延べ人数である。

提供：法務省

#### (12) 日本司法支援センターにおける支援に関する情報提供の充実

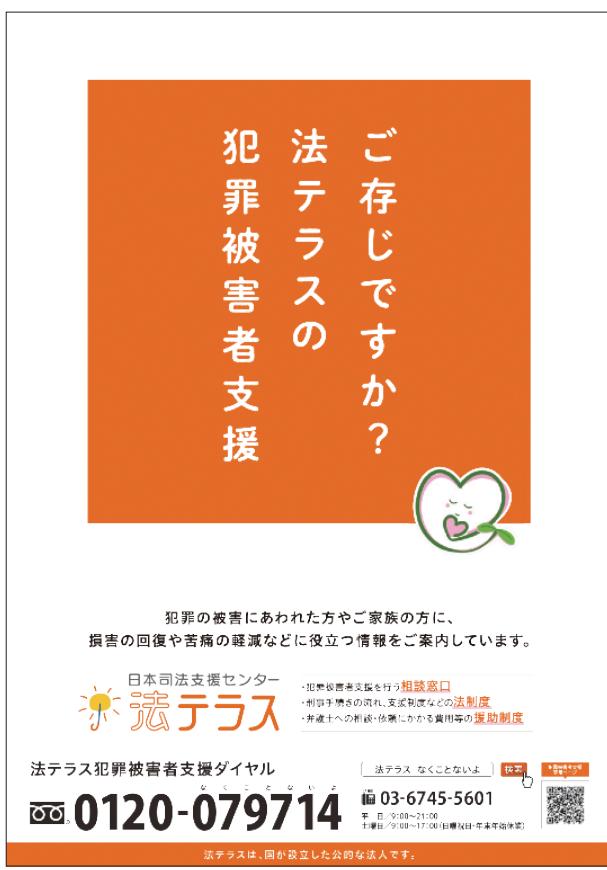
##### 【施策番号138】

法テラスにおいては、国民への制度周知のための取組として、犯罪被害者支援ダイヤル（0120-079714）において、損害の回復や苦痛の軽減に役立つ情報や、刑事手続に関するための情報等を提供しているほか、法テラスの犯罪被害者支援をインターネット検索した際に、同ダイヤルへたどり着きやすくなるための専用ページ（犯罪被害者支援専用ページ2次元コード参照）を設けている。

また、国民に分かりやすい表現を心掛けた、犯罪被害者支援やストーカー事案、配偶者等からの暴力事案及び児童虐待事案の被害者等への支援に関するリーフレット等（法テラスウェブサイト「刊行物」：<https://www.houterasu.or.jp/site/about-houterasu/leaflet-pamphlet.html>）を地方公共団体等に配布し、窓口に備え付けるよう依頼している。さらに、関係機関・団体の機関紙に法テラスの活動を紹介する記事の掲載を依頼するとともに、SNSを活用した広報を行っている。

① 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

犯罪被害者支援ポスター



犯罪被害者支援専用ページ2次元コード



提供：法務省

(13) 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実

**【施策番号139】**

ア 法務省においては、被害者参加制度、少年審判の傍聴制度等の犯罪被害者等の保護・支援のための制度について分かりやすく解説した、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」([https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji\\_keiji11.html](https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html)、法務省ウェブサイト「犯罪被害者の方々へ」2次元コード参照)を全国の検察庁に配布し、検察官が犯罪被害者等から事情聴取を行う際に必要に応じて手渡しているほか、各種イベントで配布するなどしている。同パンフレットは、法務省及び検察庁ウェブサイト上にも掲載している。

また、犯罪被害者等向けDVD「あなたの声を聴かせてください」を全国の検察庁に配布し、犯罪被害者等に対する説明に活用しているほか、YouTube法務省チャンネル (<https://www.youtube.com/watch?v=J49bOdmpR2Y>) で配信している。

警察においては、「被害者の手引」の内容の充実を図っている (P112 【施策番号218】参照)。



提供：法務省

## 犯罪被害者等向けパンフレット



提供：法務省

法務省ウェブサイト「犯罪被害者の方々へ」  
2次元コード

提供：法務省

## 【施策番号140】

イ 警察においては、その実情に応じ、英語、中国語等の外国語版の「被害者の手引」を作成・配布しているほか、ウェブサイトへの掲載情報の充実にも努めている。

## 被害者の手引



## 被害者の手引（交通事故事件用）



## 被害者の手引（外国語版）



## 【施策番号141】

ウ 法務省においては、外国人や視覚障害のある犯罪被害者等に対する情報提供を行うため、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」について、日本語版に音声コードを導入したほか、英語版や点字

① 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

版を作成し、全国の検察庁や点字図書館等に配布している。また、全編に字幕を付した犯罪被害者等向けDVD「あなたの声を聴かせてください」により、聴覚障害のある犯罪被害者等に対しても情報提供を行っている。

**(14) 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等**

**【施策番号142】**

都道府県警察においては、検視及び司法解剖に関する手続の内容等を盛り込んだパンフレットを作成・配布し、遺族に対する適切な説明や配慮に努めている。

また、検察庁においては、捜査や公判に及ぼす支障等にも配慮しつつ、犯罪被害者等に対し、検視及び司法解剖に関する情報提供を必要に応じて適切に行っている。

**(15) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進**

**【施策番号143】**

警察においては、検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件の還付方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で迅速に返却又は処分をするよう努めている。

**(16) 証拠品の適正な処分等**

**【施策番号144】**

検察庁においては、犯罪被害者等以外の者から押収した証拠品が犯罪被害者等の所有に係る物である場合、犯罪被害者等に還付の希望の有無を確認しており、還付を希望するときは、被差押人又は差出人を説得し、当該証拠品が犯罪被害者等に還付されるよう努めている。被差押人等が犯罪被害者等への還付に応じない場合には、当該証拠品の処分に先立って犯罪被害者等と連絡を取るなどして、犯罪被害者等が所有権行使する機会を確保

している。

また、捜査や公判に及ぼす支障等にも配慮しつつ、証拠品の早期還付を含めた処分について慎重に検討し、必要に応じて還付の時期、方法等について犯罪被害者等に対して説明するなど、事案に即した適正な運用に努めている。

**(17) 捜査に関する適切な情報提供等**

**【施策番号145】**

ア 警察庁においては、「被害者連絡実施要領」（令和5年7月10日付け警察庁刑事局長等通達別添）に基づき、被害者連絡が確実に実施され、犯罪被害者等に対する情報提供が適切に行われるよう、都道府県警察を指導している。

また、都道府県警察においては、交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応が行われるよう、交通事故に関する被害者連絡を総括する者として都道府県警察本部に設置された被害者連絡調整官等が、警察署の交通捜査員に対する指導・教育を行っている。

さらに、被害者連絡等を通じて把握した犯罪被害者等の置かれている状況やニーズのうち、民間被害者支援団体や他の行政機関と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得た上で情報提供を行うなど、関係機関・団体との連携を図っている。

**被害者連絡制度の概要**



**【施策番号146】**

イ 法務省・検察庁においては、会議や研修等の様々な機会を通じ、捜査に及ぼす支障

等も考慮しつつ、必要に応じて捜査に関する情報を捜査段階から犯罪被害者等に提供するよう、検察官等への周知に努めている。

- 海上保安庁においては、捜査や公判に支障を及ぼしたり、関係者の名誉等を不当に侵害したりするおそれのある場合を除き、捜査に関する情報を犯罪被害者等に提供している。

#### (18) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等

##### 【施策番号147】

警察においては、都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置された交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が、飲酒運転、信号無視、著しい速度超過、妨害行為等が疑われる交通事故や事故原因の究明が困難な交通事故等について、組織的かつ重点的な捜査並びに正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行うとともに、交通事故事件捜査の基本である実況見分等に関する教育の充実を図っている。

警察庁においては、交通事故等の真実を知りたいという交通事故被害者等の要望に応えるため、交通事故鑑識官養成研修をはじめとする研修を実施し、交通捜査員の知識・技能の向上を図るとともに、客観的証拠に基づいた事故原因の究明を図るため、ドライブレコーダー等の映像記録や3Dレーザースキャナ等の活用を推進している。

##### 交通鑑識



#### (19) 交通事件に関する講義の充実

##### 【施策番号148】

P53 【施策番号115】参照

#### (20) 検察官に対する児童及び女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実

##### 【施策番号149】

P53 【施策番号114】参照

#### (21) 不起訴事案等に関する適切な情報提供

##### 【施策番号150】

ア 法務省・検察庁においては、被害者保護の要請に配慮し、犯罪被害者等に対する不起訴記録の開示制度の弾力的な運用に努めている。

不起訴記録は非公開が原則であるが、交通事故に関する実況見分調書等については、裁判所からの送付嘱託又は弁護士会からの照会がなされた場合において、開示が相当と認められるときは、これに応じている。また、被害者参加制度の対象となる事件の被害者等については、当該事件の内容を知ること等を目的とする場合であっても、捜査や公判に支障を及ぼしたり関係者のプライバシーを侵害したりしない範囲で、実況見分調書等の弾力的な開示に努めている。さらに、被害者参加制度の対象とならない事件の被害者等についても、民事訴訟等において損害賠償請求権その他の権利を行使して被害を回復するため必要と認められる場合には、捜査や公判に支障を及ぼしたり関係者のプライバシーを侵害したりしない範囲で、実況見分調書等を開示している。

不起訴記録の弾力的な開示等については、会議や研修等の様々な機会を通じて、検察官等への周知に努めている（公判記録については、P62 【施策番号130】参照）。

##### 【施策番号151】

イ 検察庁においては、関係者の名誉等の保

護の要請や捜査に及ぼす支障等にも配慮しつつ、検察官が犯罪被害者等の希望に応じ、不起訴処分の裁定前後の適切な時期に、当該処分の内容及び理由について十分な説明を行うよう努めている。また、法務省・検察庁においては、会議や研修等の様々な機会を通じて、犯罪被害者等の保護・支援等に関する講義を行うなどして、犯罪被害者等に対する不起訴処分に関する説明について、検察官等への周知に努めている。

## (22) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力

### 【施策番号152】

検察庁においては、一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度が平成21年5月に施行されたことに伴い、起訴議決に至った事件について、裁判所が指定した弁護士に対する協力をを行うなど、適切な運用に努めている。同年から令和6年までの間、検察審査会の起訴議決があり公訴の提起がなされて裁判が確定した事件の人員は12人である。

## (23) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

### 【施策番号153】

法務省においては、平成18年に、それまで原則として親族に限定されていた受刑者の面会や信書の発受の相手方について、犯罪被害者等も認めることとする旨の指針を示している。その後、受刑者と犯罪被害者等との面会が実施されるなど、刑務所、拘置所等の刑事施設において、当該指針を適切に運用している。

## (24) 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実

### 【施策番号154】

ア P50 【施策番号101】参照

### 【施策番号155】

イ 法務省においては、少年鑑別所や少年院に収容されている少年について、収容中に得られる情報に加え、家庭裁判所、保護観察所等の関係機関や保護者等から得られる情報についても、当該少年の少年簿に記載し、保護処分の執行に活用している。平成19年12月からは、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報の一層の収集及び記載ができるよう、少年鑑別所や少年院において犯罪被害者等に関する事項を把握した際にも少年簿に記載することとした。

また、令和5年12月から刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用が開始されたところ、少年鑑別所における鑑別で得られた犯罪被害者等に関する情報や同制度の実施状況等については、少年簿のうち必要な箇所に記録し、当該少年の処遇に携わる職員への情報共有がより確実に行われるよう努めている。そのほか、令和6年2月に施行された刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、犯罪被害者等が個人特定事項を秘匿する措置の対象とされた場合は、少年簿にその旨を記載するなどして秘匿すべき情報等の管理を徹底している。

### 【施策番号156】

ウ 刑事施設及び少年院においては、令和5年12月から、刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用を開始した。同制度は、受刑者及び在院者の矯正処遇や矯正教育において犯罪被害者等の心情等をより直接的に反映し、被害者の立場や心情への配慮等を一層充実させるとともに、受刑者等の反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生等を効果的に図ろうとするものであり、令和6年中に心情等を聴取した件数は、135件（刑事施設：96件、少年院：39件）、伝達した件数は129件（刑事施設：92件、少年院：37件）であった。法務省においては、引き続き、

**トピックス****謝罪・被害弁償等の具体的行動を促す改善指導・矯正教育**

刑事施設においては、刑を言い渡される理由となった犯罪について、被害者等の心情等を踏まえた矯正処遇を実施している。

受刑者に対する矯正処遇は、矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める「処遇要領」に基づいて実施している。この処遇要領は、判決書の謄本の閲覧その他の方法により調査した被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況のほか、被害者等の心情等の聴取・伝達制度<sup>\*</sup>において被害者等からお伺いした心情等を考慮して策定又は変更している。具体的には、「被害者等の心情等の理解」及び「被害弁償への動機付け」に関する内容を矯正処遇の目標に定めるとともに、当該内容に応じた改善指導の内容及び方法を定めることとしている。

また、一般改善指導として「被害者心情理解指導」を行っており、被害者等の心情等を理解させ、罪障感を養う指導を実施している。また、特に必要がある者に対しては、在所期間を通して継続的に特別改善指導として「被害者の視点を取り入れた教育」を実施し、自ら犯した罪と向き合い、その大きさや被害者等の心情等を認識させ、必要に応じて民間協力者等への相談を促すことを通じて被害者等に誠意を持って対応するとともに、被害者等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせている。

少年院においても、矯正教育及び社会復帰支援の実施に当たって、被害者等の心情等を考慮している。例えば、在院者ごとに、その抱える課題に応じて矯正教育の目標や内容、実施方法、期間等を定める「個人別矯正教育計画」を策定する際には、被害者等がいる場合、個人別矯正教育目標、段階別教育目標及び教育内容のいずれにも被害に関する事項を含めることとしている。少年院における矯正教育においては、全在院者に対し、自らの責任を自覚させ、罪障感及び感謝の気持ちを深めさせることを目的として「被害者心情理解指導」を実施している。また、特に必要がある者に対しては、特定生活指導として「被害者の視点を取り入れた教育」を実施し、自己の犯罪・非行が与えた被害を直視し、その重大性や被害者等の置かれている状況を認識するとともに、被害者等に対する謝罪の意思を高め、誠意を持って対応していくための方策について考えさせている。

また、被害者等の方々から、その実情等について御講演いただくゲストスピーカー講演を実施するとともに、特定非営利活動法人いのちのミュージアムに御協力いただき、平成25年度から全国の刑事施設及び少年院において、「生命のメッセージ展」を開催するなどし、受刑者等が自身の責任を自覚し、被害者等に対する感謝の念を深めるよう働き掛けている。

\* 「被害者等の心情等の聴取・伝達制度」は、令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律により新たに導入された制度であり、令和5年12月1日からその運用を開始したものである。本制度は、矯正施設の職員が、申出のあった被害者等の心情等を聴取し、その心情等を受刑者等に伝達するとともに、矯正処遇等に生かしていくものである。

宮崎刑務所における「生命のメッセージ展」



本制度の安定的な運用に努めるとともに、犯罪被害者等に十分に寄り添った運用となるよう、職員研修の実施、専用ウェブサイト（<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/>）による同制度の広報や関係機関・被害者支援団体等との関係構築等も進めている。

### 【施策番号157】

エ 法務省においては、性犯罪者等の特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対する専門的処遇プログラムの内容の充実等を図るとともに、犯罪被害者等の視点に立って、自己の考え方等を見直させる課題を含む当該プログラムの受講を、保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、適切に対応している。令和6年中に特別遵守事項により専門的処遇プログラムを開始した人員は、性犯罪再犯防止プログラムが875人（前年：846人）、暴力防止プログラムが255人（前年：282人）、飲酒運転防止プログラムが176人（前年：189人）であった。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、しく罪指導を適切に実施している（しく罪指導については、P51【施策番号104】参照）。

### 【施策番号158】

オ 保護観察所においては、犯罪被害者等の申出に応じて犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度（心情等伝達制度）において、当該対象者に被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるための指導監督を徹底している。

令和6年中に同制度に基づいて心情等を伝達した件数は、181件であった。

また、令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律により改正された更生保護法（以下「改正更生保護法」という。）

が令和5年12月に施行されたことに伴い、保護観察対象者に伝達する場合に限らず、犯罪被害者等からの申出に応じて犯罪被害者等の心情等を聴取すること（心情等伝達制度を心情等聴取・伝達制度とすること）とされ、その適正な運用を図っている。

法務省においては、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書等を踏まえ、同月から、これまでに制度を利用した方が再度制度を利用する際には、本人確認資料の提出を省略するなどの同制度に係る手続の負担軽減を図るとともに、更生保護における犯罪被害者等施策に関するパンフレットやリーフレットの刷新、広報用動画の制作、相談受付フォームの設置を行うことや、犯罪被害者等がその居住地域にある保護観察所において、オンラインにより、加害者の保護観察を実施する保護観察所に対して心情等を陳述できるようにすること等により、犯罪被害者等による同制度へのアクセス向上を図っている。

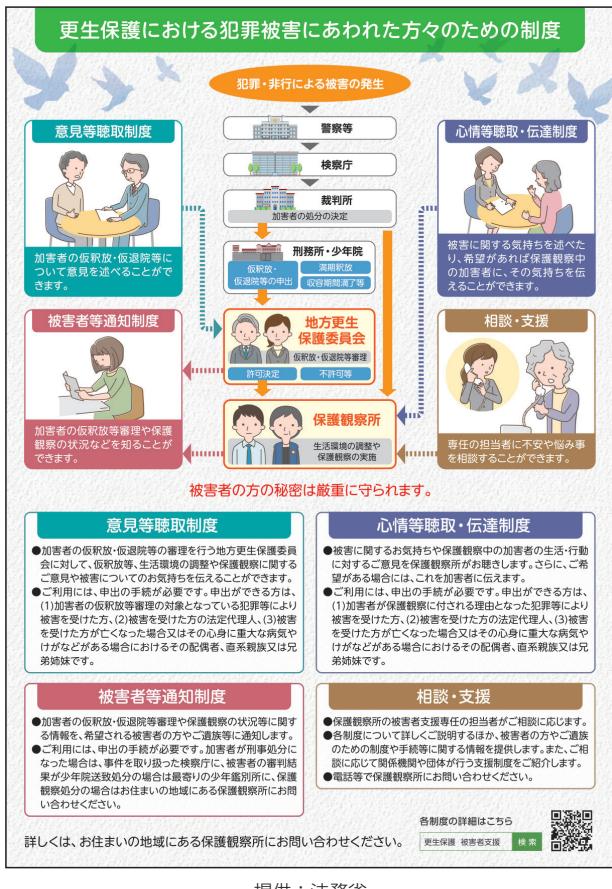
また、令和4年10月から、しく罪指導プログラムの内容を充実させるとともに、実施対象を拡大した改定後のプログラムを実施している（P51【施策番号104】参照）。

#### 心情等聴取・伝達制度の運用状況

年次	心情等聴取・伝達件数
令和2年	155
令和3年	182
令和4年	170
令和5年	154
令和6年	181

提供：法務省

## 更生保護における各種制度



## (25) 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

法務省においては、更生保護における犯罪被害者等の思いに応えるための制度等として、次の事項について、改正更生保護法に基づく保護観察処遇の充実を図っている。

### 【施策番号159】

ア 地方更生保護委員会及び保護観察所の長は、これまでにも、保護観察等の措置をとるに当たっては、当該措置の内容に応じ、犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮しているところ、改正更生保護法にその旨が明記されたことを踏まえ、一層適正な運用を図っている。

### 【施策番号160】

イ 改正更生保護法により、犯罪被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示等の措置をとることが保護観察

対象者に対する指導監督の方法として加えられ、また、犯罪被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況を示す事実について、保護観察官又は保護司に申告又は当該事実に関する資料を提示することが、保護観察における遵守事項の類型に加えられたことから、これらに基づく指導監督の充実を図っている。

### 【施策番号161】

ウ 地方更生保護委員会においては、これまででも、犯罪被害者等の申出に基づき、仮釈放等を許すか否かに関する審理において、犯罪被害者等から加害者の仮釈放等に関する意見等を聴取していたところ、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見についても併せて聴取することが改正更生保護法に明記されたことを踏まえ、仮釈放等審理はもとより、生活環境の調整やその後の保護観察処遇においても、犯罪被害者等の意見等をより一層考慮し、適正に実施している。

また、令和4年4月以降、収容中の特定保護観察処分少年について新たに設けられた退院審理についても、本制度の対象としている。

### 【施策番号162】

エ 法務省においては、令和4年4月から、保護観察対象者に対し、具体的な賠償計画を立て、犯罪被害者等に対しての慰謝の措置を講ずることを生活行動指針として設定し、これに即して行動するよう保護観察官等が指導すること等を内容とする運用指針に基づき指導の充実を図っている。

## (26) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理の実施

### 【施策番号163】

地方更生保護委員会においては、犯罪被害者等の申出に基づき、仮釈放又は少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、犯罪被害者等から加害者の仮釈放等に関

する意見等を聴取し、仮釈放等の許否の判断に当たって当該意見等を考慮するほか、仮釈放等を許可する場合には、当該意見等を特別遵守事項の設定に当たり参考としている。

また、令和4年4月以降、収容中の特定保護観察処分少年について新たに設けられた退院審理についても、本制度の対象としている。

令和5年12月の改正更生保護法の施行に伴い、犯罪被害者等から生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見についても併せて聴取することとされ、生活環境の調整やその後の保護観察処遇においても、犯罪被害者等の意見等をより一層考慮し、適正に実施している。さらに、犯罪被害者等がその居住地域にある保護観察所において、オンラインにより、地方更生保護委員会に対して意見等を陳述できるようにすることにより、犯罪被害者等による同制度へのアクセス向上を図っている。

令和6年中に意見等聴取制度に基づいて意見等を聴取した件数は、307件であった。

#### 意見等聴取制度の運用状況

年次	意見等聴取件数
令和2年	311
令和3年	329
令和4年	310
令和5年	305
令和6年	307

提供：法務省

#### (27) 更生保護官署職員に対する研修等の充実

##### 【施策番号164】

法務省においては、地方更生保護委員会の委員をはじめとする更生保護官署職員を対象とする研修において、犯罪被害者等の意見等を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を実施しており、犯罪被害者等施策に関する内容のほか、犯罪被害者等の心情や置かれている状況等について理解の増進を図るために、その講義内容の充実を図っている。

#### (28) 矯正施設職員に対する研修等の充実

##### 【施策番号165】

矯正研修所においては、新規採用職員、幹部要員等を対象とする研修において、「犯罪被害者の視点」等の科目を設けるとともに、被害者等の心情等の聴取・伝達制度を担当する職員を対象として、犯罪被害者等の心情や置かれている状況等に関する理解の増進を図るため、犯罪被害者団体等の関係者を講師に招くなど、研修内容の充実を図っている。

## 講演録

## 大学生の娘を奪われて21年

講師：米村 州弘 氏

平成15年9月25日、とても楽しい夕食の時間を過ごすことができました。それまでの夕食の中で一番楽しい時間だったと思います。その翌日の夕方に1本の電話がかかってきました。「ちいちゃんがバイト先に来ていない。何かありましたか」と。20歳の娘で連絡が取れないことは今までにはなかったので、一晩中電話をかけ続けたけれど、繋がることはありませんでした。翌日の27日、私はすぐ警察に届けました。それから約10日後、娘は熊本から遠く離れた大阪の金剛山という山頂付近の土の中から見つかりました。

大阪に住む加害者と智紗都との出会いは、その4～5年前になります。ちいちゃんが高校に入学したら、パソコンを買ってあげるという約束をしました。これからの世の中、パソコンはこども達のために絶対になると思いました。日本中のいろいろな人達とやり取りをするようになり、ちいちゃんは、どんな部活に入ろうかなとか、どんな本を読もうかなとか、本当にたわいもないことを相談していたみたいです。その中から、一人とてもいい返事をしてくる文字だけの世界の人がいました。20数年前、こども達のためにパソコンを買ってあげる家庭はまだ少なかったのですが、私は絶対こども達のためになる、私が買ってあげた理由はただそれだけでした。そのパソコンで加害者と知り合ってしまい、4年半後、事件に遭ってしまいます。

ちいちゃんが大阪の山頂で見つかった時にすぐ考えたことがあります。「私が大切な娘を殺した」ということです。パソコンさえ買ってあげなければ、ちいちゃんは死ぬことはなかった。だから、パソコンを買ってあげた自分が殺したという考え方になってしまったのです。頭では分かっているのです。犯人が殺して、娘を土の中に埋めた。理解はしています。しかし、心が許せないです。「自分が娘を殺した。大切な娘を殺したのは自分だ」と。

また、事件の1週間ほど前に、2つ上のとても仲のいいお姉ちゃんにちいちゃんは「ちょっと今悩んでいることがあるの」と言って、お姉ちゃんに少しだけ内容を話したみたいで、「そんなことだったらお父さんに相談しなよ。お父さんが一番いい」と。だけど、ちいちゃんは言います。「お姉ちゃん、もう少し待って。自分がもう少しだけ努力してみるから。お父さんに言うのはもう少しだけ待って」と。1週間後に大切な妹が殺されてしまいます。22歳だった長女は「お父さんに言わなかつた自分が、大切な妹を殺したんだ」と私に言いました。「大切なちいちゃんを殺したのは私だ」と泣きながら。

事件の数箇月前、ちいちゃんがマンションに移った時に、ちいちゃんが飼っていた鳥の世話を妻がすることになりました。とても慣れた鳥で、いつも放し飼いにしていたのですが、事件の3ヶ月ほど前、妻が炊事をして後片付けをしていた時の事故で亡くなってしまいます。ちいちゃんは大学生になり、大学生活が楽しいから加害者とのやり取りはなくなりました。授業、サークル、部活、いろいろな面でとても楽しんでいました。バイトも含めて。だけど、鳥が亡くなったことで、ちいちゃんは加害者にメールを送ってしまいます。「さくらが亡くなってしまった」と。それが原因でメールのやり取りが復活してしまい、妻は事件が起きた時、「大切な娘を殺したのは母である自分だ」と考えました。残された4人の家族の中の3人が「大切な娘、大切な妹を殺したのは自分だ」と思うような生活になってしまったわけです。

加害者は私よりも1つ年上の大阪に住む男性でした。メールのやり取りの頃は、ちゃんとした人生を送っていて、ちゃんとしたアドバイスをただ送っていましただけだと思うのです。しかし、事件を起こした頃、彼は妻子の元を離れ、アルバイトをしながら生計を立てるようになっていました。彼は妻と別れ、そして事もあろうか20歳のちいちゃんと人生をやり直そうとしたわけです。当然、ちいちゃんは断ります。すると、それが殺意に変わってしまったのです。なぜそんな考えになったのか、普通の人間には全く分かりませんが、追い詰められた人というのは、どのような考え方になる

のか分からないと、この時本当に思いました。

ちいちゃんが見つかった10月10日、大阪の富田林署に行き、私は棺桶の小窓を開けて覗き込みました。そこには、赤茶けた、人間とは思えないような姿の物体が横たわっていました。私は「これはちいちゃんじゃない」。妻が駆け寄り、同じように「絶対にちいちゃんじゃない」。長女と三女も同じように言います。特に三女はこのまま気が狂ってしまうのではないかというぐらいの勢いで泣いて叫びました。私は想像ができなかったのです。変わり果てたちいちゃんの姿を。今このように話していても、私にはその時のちいちゃんの顔が心に浮かびます。どうしてもその時のちいちゃんの顔が、頭から消え去ることはできません。

私は、刑務所から出た後、彼が少しでも幸せにならないように、民事裁判を起こしました。金銭的にゆとりを持たせないように。すると1億円という額が出ます。それが翌年の9月の初めだったのです。

私は、スーパーの中でテナント営業をしていました。妻が半年以上経ってやっと仕事に復帰すると、妻の知り合い、お客様の中の親しい人達がいっぱいいらっしゃって、妻に「辛かったでしょう」「大丈夫ですか」「大変でしたね」「頑張ってください」と、その方達が持っている本当の優しい気持ちを優しい言葉で妻に話しかけます。妻はボロボロと泣きながら受け答えをします。結構大きなスーパーだったので、毎日のようにそういう方が来ます。そうすると毎日のように妻は泣いて答えます。10ヶ月ほどすると、仕事を辞めたいと言い出しました。当時まだ49歳です。「仕事を辞めてどうする。家族をどうやって守る。仕事だけはしよう、家族を守るために」と。だけど妻は辞めたい。そんな口論が3ヶ月ほど続きました。その3ヶ月間でどんなことが起きたかというと、妻が壊れていくのです。仕事を取るのか、家族を取るのか。私は当然家族を選びました。それが民事裁判が出た1ヶ月後の10月です。そうしたら、勘違いされた方達が、お金をもらったから仕事を辞めるのだと。電話が何本もかかるようになりました。娘を殺された家族に「1億円もらえて良かったですね」と。もちろんもらっていないお金を。優しさなのか、誹謗中傷なのか分からない、本当に悲しい出来事でした。

私は、一生懸命家族を盛り上げようとしたが、誰も全く笑いません。食事が終わったら各部屋に戻っていき、私はただお酒を飲むだけです。そんな生活が延々と続けます。21年経ちましたが、誰も笑いません。笑えないのです。全ての遺族がそうだとは言いません。だけど実際、私の家族は家の中では笑っていません。

また、事件後の私の人生の21年の中で、とても辛い出来事が起きました。それは、孫の誕生です。私は、孫が誕生した時に、新しい命が私の家族に加わったら少しは元に戻れると思っていました。だから、娘から生まれたと聞いた時にとても嬉しかったことを覚えています。しかし、孫を見た瞬間、駄目になってしまったのです。遺族になってからの人生は、楽しいことが起きると、それが辛いのです。何でもかんでも、ちいちゃんと結びつけてしまうから。だから長女、三女の卒業、就職、そして長女の結婚、全てが辛いものになってしまいました。

マスコミから言われ、心に突き刺さって忘れられない言葉があります。私は葬式が終わってたった3日後から仕事を再開しました。それは家族を守るためでもあり、どうしようもなかったことなのです。しかし、ある記者から言われます。「お父さん、あなたはよく仕事ができますね」と。どんな思いで言われたのか尋ねませんでしたが、マスコミから言われた言葉としては一番心に残っています。

マスコミ被害というのはすごいです。最初は情報がないので、一方的に書かれたのです。出会い系サイトで知り合った、よく週刊誌にあるような記事の書き方です。朝の情報番組であまりにも嘘八百言うので、私はそのテレビ局に電話をしました。「ちょっと話していることがおかしいんじゃないかもしれませんか」と。すると、番組ディレクターは「遺族の言葉など関係ない。うちの局はこれでいくから」という返事でした。私はマスコミというのは正しいものだと思っていたのですが、そんなことをするのがマスコミなのだと当時思い知らされました。

私は今、こども達に対する命の授業というのをとても大切にしています。万単位のこども達の感想文をもらいました。こども達は、自分が感じる心を素直に答えてくれます。その中で「自分はつ

まらない人間だ。生きる資格がないような人間だ。お父さんお母さんからも愛されてないし、いろいろなことを書いて死のうと思っていた。自殺しようと思っていた」。しかし、私の話を聞いて「お父さんお母さんがどんなに子どものことを考えているかが分かったから、自殺するのをやめます。死ぬということを考えることをやめます」という感想文がありました。本当に嬉しいことです。

ちいちゃんは何人の命を救っています。私はその瞬間、ちいちゃんが生き返ったという考え方です。もしも皆さんの中に、本日少しでもちいちゃんのことを考えてくださる人がいたら、その瞬間、皆さんの中にはちいちゃんが生き返ったと。私が活動する間は、ちいちゃんは生き返って人を助けることができる、そんな考え方をしながら、私は今、一生懸命こども達に語りかけています。

大人の方達も、「行ってらっしゃい」「ただいま」「いただきます」の大切さが本当はわかっていないのです。私も平成15年9月25日の夕食の時間、あの時間が永久に続くと思っていた。だけど急にいなくなってしまう。その怖さを私は気持ちを込めて、実体験としてこども達に伝えることができる。皆さんに伝えることができる。そして皆さんやこども達が少しでも考え方を変えてくれたらと思います。妻が「もう家の中で“ちいちゃん”という言葉を使わないで」と言い出し、半年後には“ちいちゃん”という言葉を使えなくなりました。だから、私は妻に提案をしました。お互いに1回だけいいから、ちいちゃんに手紙を書こうと。数箇月かかったのですが、やっと書いてくれた手紙がここにあります。たった一度だけちいちゃんに書いてくれた手紙、これを読ませてください。

〔母より〕

ち一ちゃん、もう14年も会ってないヨネ！今、もしどこかで生きていたら、どんな旦那様とどんな子供達と出会えていたのかな？ち一ちゃんだから、子供のしつけをちゃんとして良妻賢母、きびしくてやさしいお母さんになっていたよね。仕事も、大好きな子供達に囲まれて保育士さんになっていたよね。そしてお姉ちゃん家族とも仲良く、お父さんとお母さん、妹も大事にしてくれたよね、楽しい未来を描いていたよね。

なのに、世界中どこを探してもち一ちゃんと会えない。あの男はち一ちゃんだけを殺したのではない。ち一ちゃんの子供も、その又子供も、その次の子供も無限に殺した。ち一ちゃん一人の命、それが誰の命であっても同じです。その命の重さは未来の子供達の命をうばう事。その事を重く考えて解ってほしい。この事はち一ちゃんが教えてくれたよね。

何だかんだ言いながらお母さんはもうち一ちゃんの3倍も生きてしました。出来る事ならち一ちゃんの未来の為、お母さんの命と代わってあげられれば良かったと、いつも思います。お母さんはもう充分に生きてきました。今ち一ちゃんより長く生きている事、ち一ちゃんを助けてあげられなかった事、償おうと思っても償うことが出来ない。それはお母さんの後悔であり、お母さんの罪なのです。本当にち一ちゃんごめんなさい。お母さんの方が長く生きていてごめんなさい。ち一ちゃんの事守り切れなかった母をどうか一生許さないで下さい。

平成30年1月26日

皆さん、自分が生きていることを罪と思うような人生ってどう思いますか。自分が3倍も生きていることを後悔するような人生ってどう思いますか。私は母親のそこまでの気持ちが想像できませんでした。自分が一番悲しんでいるのだと思っていました。この手紙を読むと、こども達が反応します。「自分は命を大切にしなければ」と。遺族の言葉というのは、とてもこども達に響くと思うのです。

これから先、この手紙に出会い、一人でも命を救われるこどもがいたら本当に幸いです。自分の生きていくことを罪と思うような人生を送ってはいけません。送らせてはいけません。そのことを、これから先も体が続く間は、やっていきたいと思っています。

本日はどうもありがとうございました。

※本講演録は、令和6年度犯罪被害者週間中央イベントにおける基調講演の概要をまとめたもの。